

法人インターネットバンキング 補償制度のしくみ

法人インターネットバンキングにおいて、預金等の不正な払戻しに遭われた場合、一事故あたり3,000万円を限度に補償を実施するものです。

なお、ここでいう一事故とは、期間に関係なく同一の犯行等による被害と当社が判定した事故をいいます。

ただし、以下の場合には補償対象となりません。

なお、以下の状況を判定することについては、お客さまの申告、または当社の調査（調査会社による調査を含みます）により、当社が検討・判定した結果に基づきます。

□補償対象とならない場合

- お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- 警察に対して、被害事実等の事情説明をおこなっていただけない場合
- 不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に当社へ事故の届出をしていただけなかった場合
- お客さま、またはお客さまの従業員等（お客さまから金銭的利益その他の利益を得ている方）の故意または第三者にパスワードを教えていた等の重大な過失による損害であった場合
- お客さまの従業員等（お客さまから金銭的利益その他の利益を得ている方）が加担した不正による損害であった場合
- ウイルス対策ソフトをご利用されていない場合
- 電子証明書サービスをご利用されていない場合
- 直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた損害の場合
- いわゆるフリーメールのアドレスを登録先電子メールアドレスとされていた場合
- 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害であった場合

操作方法など、ご不明な点のお問い合わせはこちらまで

トマト銀行お客さまサポートセンター

フリーダイヤル： ☎ 0120-992-996

受付時間／平日 9:00～17:30

（土・日・祝日・休日、12/31～1/3を除く）